

突然訪問されて 太陽光発電設備と 家庭用蓄電池を契約してしまった



「安く契約できるのはあと2件!」と説明されて300万円で契約してしまった。
よく考えると高額すぎる。クーリングオフしたい・・・

「**特定商取引法**」の訪問販売に該当する場合には、契約書面を受け

取った日を含む8日間はクーリングオフを行うことができます。

※ 特定商取引法

事業者が訪問販売を行う時には勧誘に先立ち、消費者に対して事業者の名称・氏名、販売する商品の種類、勧誘する目的などを告げなければならないと定められています。

契約を急がされてもその場
では契約せずに、複数社から
見積もりを取りましょう!
必要のないときは、きっぱり
断りましょう!!

不審に思ったときは、警察や消費生活
総合センターへすぐに相談を!!

消費者ホットライン ☎188(いやや)

消費生活総合センター ☎256-0800

★新型コロナウイルスワクチン詐欺

0120-797-188



高齢サポート・朱雀(京都市朱雀地域包括支援センター)

☎075(801)1384 FAX075(801)1385

